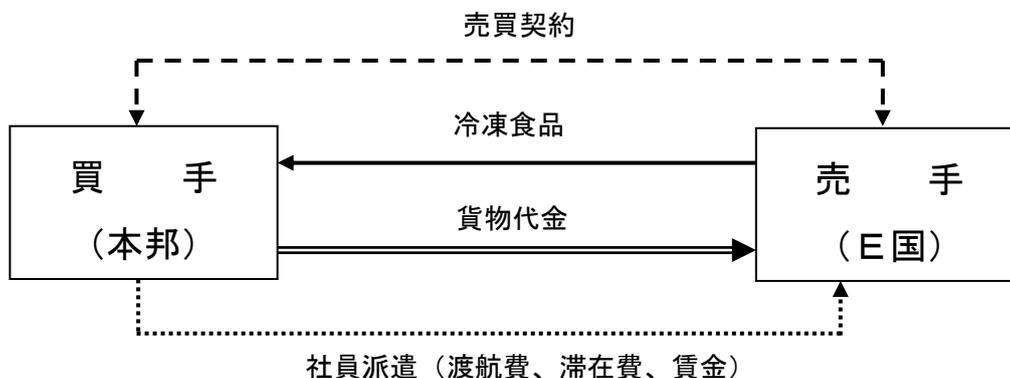


11. 本邦から派遣した社員（輸入貨物の製造作業に従事しない者） に係る費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から冷凍食品を購入（輸入）します。

当社は、売買契約書のとおり貨物の生産が行われているかを当社の社員に確認させるために、売手の合意を得て、同社員を売手の工場に派遣します。また、その社員の派遣費用（渡航費、滞在費及び賃金）については、当社が負担します。

なお、この社員は、輸入貨物の加工又は生産のための作業、運搬等に従事することはありません。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が負担するこの社員の派遣費用は、現実支払価格に含める必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が負担する社員の派遣費用は、輸入貨物につき、買手により売手のために支払われるものと認められませんので、現実支払価格に含める必要はありません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が派遣した社員は、貴社のために生産状況を確認する業務に従事しているもので、製造工程の一部として、輸入貨物を製造するために不可欠な作業等を行っていません。

また、仮にその社員による業務が行われない場合であっても、売手は輸入貨物を生産し、貴社に販売することができますので、貴社が負担するこの社員の派遣費用は、売手のために支払われたものと認められません。

したがって、その輸入貨物の現実支払価格に含まれないこととなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、4-2の3(3)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)